



熊本藩の雅楽伝承 : 松平家から細川家へ伝わった舞 楽実践を中心に

金田, 満帆

(Citation)

日本文化論年報, 25:1*-30*

(Issue Date)

2022-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81013159>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81013159>



熊本藩の雅楽伝承

～松平家から細川家へ伝わった舞楽実践を中心に～

金 田 満 帆

はじめに

近世において、雅楽の演奏を行うことを職分とする楽人や、法要や祭礼の際に奏楽を行う寺社関係の者にとどまらず、大名、藩士、町人、農民等、様々な身分の者が雅楽を嗜んでいたことは、西山松之助氏が指摘した通りである¹。雅楽を嗜んでいた者たちは、三方楽所や紅葉山楽所の楽人へ入門し、雅楽を教授してもらっていた他、近年の研究で、「音楽巧者」と呼ばれる、三方及び紅葉山楽人以外の者で、音楽に精通した者から雅楽を学んでいた者がいたことも山田淳平氏によって示されている²。また、宝暦頃の江戸において、雅楽を嗜んでいた武家は、常には江戸在住の紅葉山楽人の指導を受けていたが、舞楽については、彼らから指導を受けることが出来ず、三方楽人が江戸に下向する機会に、舞楽の師家にあたる三方楽人から相伝を受けていたことも明らかになっている³。

近世における武家と雅楽の関りとして、まず注目すべき事項は、江戸幕府による雅楽保護政策の紅葉山楽所の設置と楽所領 2000 石の給付である。紅葉山楽所は、寛永 19 年（1642）に、幕府によって三方楽所から楽人が召され、扶持が下されたことにはじまる。紅葉山楽人は、紅葉山東照宮における神事、將軍家の祭祀・法要、江戸城内の管絃会、大名や旗本の邸宅における楽会の奏楽を担っていた。また、紅葉山楽人は、江戸において、一般の者への雅楽の教授も行っている。しかしながら、舞楽に関しては、先に述べた通り、舞楽の師家にあたる三方楽人でなければ、相伝を行うことが出来ず、紅葉山楽

1 西山松之助『家元の研究』（校倉書房、1959）

2 山田淳平「近世武家雅楽の普及と展開」（『日本史研究』666、2018）

3 南谷美保「江戸時代の武家と雅楽—江戸時代の雅楽を支えた一要素として—」（『四天王寺国際仏教短期大学紀要』36、1995）、3 頁、20 頁

人も三方楽人が江戸へ下向する際に、舞楽の相伝をおこなってもらっていた⁴。

幕府の重要な法要や饗宴には、三方楽人が江戸へ下向して奏楽を行っていた。楽人たちは、関東下向の際に幕府に対して楽家の保護育成のため、禄地獲得の請願運動を展開しており、寛文5年（1665）の江戸城白木書院における舞楽御覧の翌年、幕府から楽所領として2000石の獲得に至っている⁵。

武家における雅楽熱が高まったとされる寛政年間以前には、徳川吉宗―田安宗武―松平定信の三代にわたって、独自の雅楽実践や古楽復興が行われており、これらの蓄積によって為された田藩の雅楽は、「朝廷や三方楽所の雅楽を相対化していくものであった」と先行研究では評価されている⁶。寛政年間には、江戸白河藩邸において、諸侯を招いて舞楽興行が為されており、後に、熊本藩へ田藩の舞楽が伝えられた。

また、江戸に限らず、諸藩においても雅楽愛好の広がり確認できる。最も早い時期から雅楽導入が為されていた尾張藩では、江戸時代以前から熱田神宮において、雅楽が祭祀に用いられている。寛永8年（1631）には、お抱え楽人として藩士に扶持を与えており、名古屋城内の東照宮における祭礼において、雅楽演奏が為されていた。また、度々楽人に雅楽指導のため、尾張に赴いてもらい、稽古をつけてもらっていた⁷。

諸藩の藩校においては、寛文9年（1669）の岡山藩の雅楽教習に始まり、幕末に至るまで、各地で雅楽教習が行われていたことも確認できる。岡山藩では、神職の修行場でもあった岡山藩学校において、雅楽の教習が行われていた。藩の楽人は、神職の者が任命されており、枳奠や神社の祭礼の際に雅楽演奏が行われている。稽古には、度々、三方楽人を招聘していた⁸。また、寛政8年（1796）に創られた、弘前藩の藩校稽古館においても教習科目として、雅楽が導入されている。稽古館が創設される以前に、江戸で紅葉山楽人

4 前掲注3 南谷論文、山田淳平「紅葉山楽人考」（『藝能史研究』220、2018）

5 前掲注1 西山著書、166頁

6 前掲注2 山田論文、116頁

7 前掲注3 南谷論文、清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」（『尾張藩社会の総合研究』第二編、清文堂出版、2004）

8 次田元文「岡山藩の楽人と京都について」（『南海史学』49、2011年）武内恵美子「岡山藩学校と浦上玉堂の雅楽知識」（『日本伝統音楽研究』14、2017年）

から雅楽を相伝してもらった藩士が、後に藩校において他の藩士へと雅楽を伝えた。弘前藩では、藩校の積奠において奏楽が用いられていた他、藩主御前での奏楽聴聞も行われている⁹。このように、地方への雅楽伝播に関する研究は、藩別の事例を対象に研究が進みつつある。

管見によれば、岡山藩、長州藩に次いで、藩校において奏楽の教習を行ったのは、熊本藩の藩校時習館である。時習館では、宝暦5年（1755）の創設以来、藩士らによって雅楽教習が行われていた。また、田藩の舞楽の導入については、藩雅楽に携わった、熊本藩士の日隈助之進が嘉永4年（1851）に記した「寛政年間舞楽御興行之覚」¹⁰に、定信による江戸藩邸の舞楽興行をきっかけとして、松平家を通して熊本藩士へ田藩の舞楽が伝えられたことが詳細に記されている。

本稿では、藩雅楽の個別事例研究の進展に寄与することを念頭に、熊本藩の藩校時習館で創設以来、雅楽教習が行われている背景を踏まえ、松平家を通して、田安家の旧臣から熊本藩士へ伝わった舞楽の伝承、実践過程に注目し、熊本藩の雅楽伝承を明らかにすることを目的とする。

以下、史料の引用に際しては、適宜読み点を付した。また、下線・囲み線は引用者によるものであり、「(前略)」、「(中略)」及び「(後略)」以外の（ ）内の文字は割注である。判読不明の文字は□とした。

1、熊本藩の雅楽教習

1-1、藩校時習館における雅楽教習

熊本藩の藩校時習館における雅楽教習について触れる前に、時習館が創られた経緯について触れておきたい。

8代細川重賢が藩主に就いた際、藩は膨大な借金による財政的な行き詰まりや、行政の硬直化による藩政停滞の時期であった。そのため、強力な改革

9 武内恵美子「弘前藩主の楽」（『日本伝統音楽研究』13、2016年）山田淳平「弘前藩における雅楽の変遷」（『弘前大学國史研究』147、2019）

10 「寛政年間舞楽御興行之覚」（熊本県立図書館所蔵）

の推進と人材育成や有能な人物の登用が強く求められ、宝暦5年（1755）に藩校の設立に至っている¹¹。時習館の創設を含めた、宝暦の改革は成功し、諸藩から藩政改革や幕政の手本とされた。時習館では、知行取・御中小姓の子弟や嫡子など大身・小身に関係なく学ぶことができ、軽輩・陪臣・農商の身分でも拔群の者は推薦があれば学ぶことができた¹²。時習館の教育は全国に知れ渡り、宝暦13年（1763）から文政5年（1822）までに文学修行だけでも藩外から65人の留学生が来ている。また、本格的な学校としては、初期に属するもので、諸国から見学者も訪れた。尊王思想家の高山彦九郎も熊本に訪れた際に、時習館の見学を申し出ている¹³。後述するが、高山が熊本に滞在している期間に、時習館年始の開講式が執り行われており、高山は開講式に参列した旨を、日記「筑紫日記」に記している。

時習館における雅楽教習については、時習館に関する史料において、次のように記されている。

史料①「熊本学府文武芸誘掖次第」¹⁴（永青文庫蔵）

音楽

一、音楽引廻し役 壱人

（中略）

一、高覧管弦

御代始メ一度宛

但不時ニ茂被 仰付候、

一、時習館開講管弦式

11 新熊本市史編纂委員会『新熊本市史通史編第四卷近世Ⅱ』（熊本市、2003）787～788頁

12 「時習館学校職員」（永青文庫蔵）新熊本市史編纂委員会『新熊本市史史料編第三卷近世Ⅰ』所収（熊本市、1994）971～972頁

13 同上『新熊本市史通史編第三卷近世Ⅰ』（同上、2001）281頁

14 「熊本学府文武藝誘掖次第」永青文庫蔵、熊本市歴史文書資料室写真帳所収、句読点恣意。

毎年正月十三日

一、試業管弦

隔年ニ一度宛

(後略)

時習館には、「音楽師」と呼ばれる指導役が1名置かれ、指導を行っていた。演奏披露の場としては、①藩主代替わりの際の高覧管絃、②要請があった際に行われる高覧管絃、③毎年1月13日の時習館開講式の際に行われる管絃式の三つである。試験は隔年に一度ずつ行われた。

時習館の開講式の際に行われた管絃式については、先述した、高山彦九郎の日記にその時の様子が記されている。

史料②「筑紫日記」¹⁵

寛政四年一月十三日条

十三日、癸未、立春正月節午の六刻に入る、晴る、時習館開講、安野形助、名ハ肅、字ハ公雍、号ハ古溪堂主人勤む、孟子、尚友章、貴戚卿¹⁶の章を講ず、弁宜し教授の許に入りて岩下宇左衛門訓導師、西岡文平、中山田多内、湯地順助、松岡八郎平習書師也、音楽師小池玄章にも相識となる、音楽目録、雙調音取也、賀殿、越天楽、五常楽、甘州、千秋楽のミ、(後略)

寛政4年(1792)1月から始まる「筑紫日記」によると、高山は1月13日の時習館の開講式に参列した。開講式では、安野形助¹⁷が、『孟子』の「尚友」と「貴戚卿」の章について講じた。高山はそこで、訓導師や習書師といった時習館の講師、音楽師である小池玄章と知り合っている。また、開講式の後に行われた管絃式では、雙調音取、賀殿、越天楽、五常楽、甘州、千秋楽

15 高山彦九郎「筑紫日記」『高山彦九郎全集』高山彦九郎先生遺徳顕彰会編纂(博文館、1943) 句読点恣意。傍線は引用者による。

16 貴戚卿の誤植か

17 安野形助(南岳):後の時習館助教

の演奏がおこなわれた。この開講式は、後述する、月照院が熊本を訪れ、舞楽の相伝を行う前月のことであるので、藩校では、創設以来、主に管絃の稽古が行われていたと推察できる。

1 - 2、熊本を訪れた雅楽の指導者

先述の通り、早くから藩校における雅楽教習を取り入れていた岡山藩では、三方楽人を藩に招聘し、雅楽の教習が為されていた。熊本藩では、前項で述べた小池玄章のような地元の「音楽師」の存在も知られるが、次に、藩外から時習館を訪れた雅楽の指導者に注目してみよう。

時習館には、三方楽人や「音楽巧者」の出入りがあり、その者たちによって、雅楽の教授が為されていた。これまで、創設時の時習館の雅楽稽古に携わったとされる者は、明らではなかったが、それを示す史料を見つけることができたので、以下に紹介する。

史料③ 「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」¹⁸（本妙寺所蔵）

（前略）今城下ニハ学寮アリテ礼楽射御等専ラ爾ルニ聖堂ニハ音楽ヲ奏スルニ、若輩ノ面々ハ是レヲ見習フ者多ク、我モ其ノ人数ニ加リ其教ヘヲ学フニ、師ハ長崎ノ住人清水扇外也、去レハ此ノ師ハ其源摂州大坂天王寺ノ楽人ニシ而大儀氏太秦¹⁹伊豫守宿禰兼門是レ也、此師ハ音楽至テ達人ニシ而、長崎並ニ當国ハ勿論、筑之彦山、筑後ノ取府天満宮等、其外諸処ニ此門業数多也、（中略）扱此ノ扇外ハ其砌ハ久崎権之進ト云フ、其已後此仁長崎ヘ居ス、此時ニ清水扇外ト改名セリ（後略）

創設時の時習館において、稽古を行っていたと考えられるのは、元天王寺楽人の東儀兼門²⁰である。『地下家伝』には、兼門について、「元禄十二年

18 「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」（本妙寺所蔵、熊本市歴史文書資料室写真帳所収）安永8年（1779）に、加藤清正をはじめとした加藤家の菩提寺である本妙寺塔頭智運院の六世、至妙院日成によって書かれた資料。句読点恣意。傍線、囲み線は引用者による。

19 「東儀氏太秦」の誤記か。

20 東儀兼門（1699～没年不明）天王寺方楽人

正月七日 生、(中略)享保九年 出家」²¹と記されている。つまり、兼門は25歳で楽人の職を辞し、出家したのち、久崎権之進と改名。長崎に移り住んだのちに、清水扇外と再び改名。出家後は、長崎、筑前の彦山や筑紫の大宰府等で門弟を獲得し、熊本藩へも訪れ、雅楽の相伝を行っていた。また、兼門による雅楽相伝の後に、楽所より以下の内容の手紙が本妙寺へ届いている。

史料④「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」²² (本妙寺所蔵)

一、然ル処ニ明和四丁亥年閏九月廿七日ニ禁裏楽所 (岡但馬守²³・林紀伊守²⁴) 右両所ヨリ、爲使者松本新七ト云者下リテ、右楽所ヨリ紙面ヲ指越ス、其文ニ曰、左ノ通也、

當御寺音楽在之、毎月廿四日御法用之節、音楽御執行被成候、何レ
方御傳來ニ御座候哉承度、且近年清水扇外方御相伝被成候、承申候扇
外儀者、楽所方罷出申候者ニ而、其業筆纂ニ而御座候、笙笛之儀ハ相
伝成不申、依之当國ニ而ハ藤崎之社中楽役、時習館楽役、此度相改手
前共両人門弟ニ致シ申候、非門ニ而音楽ニ御勤被成候事ニハ、何方ニ
も相成不申、此旨京都楽所奉行四辻大納言殿方被申渡候、其御寺之音
楽、此度御改被成候哉否之儀、御返答承度、則当所藤崎社中吉永丹後
守方へ暫致逗留候間、有其御返答早々可被仰聞候、為其如斯ニ御座候、
以上

禁裏楽所 岡但馬守 林紀伊守 使者 松本新七

閏九月廿七日

本妙寺

御役僧中

林紀伊守殿御内

21 三上景文『地下家伝』(日本古典全集刊行会出版、1937) 卷十二、600～601頁

22 前掲注18「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」句読点恣意。傍線、囲み線は引用者による。

23 岡昌彦(元昌家):天王寺方楽人(1716～1776)(『地下家伝』卷十二、629頁)

24 林廣運(元廣基):天王寺方楽人(1705～1774)(『地下家伝』卷十二、625～626頁)

松本新七殿

明和4年(1767年)閏9月27日に、禁裏楽所(岡但馬守・林紀伊守)より松本新七という使者が本妙寺へと遣わされた。これは、松本がその折り持参した楽所よりの紙面の写しである。本妙寺の雅楽の相伝は、清水扇外(東儀兼門)によるものであるが、その相伝は筆筈のみであるので、熊本藩内の藤崎八幡宮の楽役及び時習館の楽役を、笙の師家である岡昌彦、笛の師家である林廣運の門弟にした、とある。この書面には、筆筈については、藤崎八幡宮及び時習館が改めて師家である楽家へ入門するようには指示されていないことから、おそらく、筆筈の相伝については楽所も兼門が教えることを許容していたように思われる。

また、清水扇外という名は、林廣運が記した「宝暦十一辛巳年正月 天王寺争論ニ付関東下向諸事控帳(二)」²⁵と「宝暦十一辛巳年正月 天王寺争論ニ付関東下向諸事控帳(三)」²⁶の中において、確認することができる。兼門と廣運は、定期的に手紙のやり取りを行っていた可能性が高い。

その他、時習館関係の史料から確認できる、雅楽の指導のために時習館を訪れた人物は、以下の二名である。

史料⑤「学校方格帳」²⁷(永青文庫蔵)

寛政四年二月

一、尾州之僧月照院、御当地江参居、管弦、舞曲とも二相伝相济居候由ニ付、時習館諸生江稽古仕せ度、尤装束無之候而者舞曲難成候付、先仮ニ布類ニ而拵、稽古被仰付度由、達之通被 仰付候事、

文政十二年十二月

一、京都楽家東儀何某、吉永紀伊介²⁸方江致滞留居、加々美十郎引廻之、

25 南谷美保編『天王寺楽所史料』所収(清文堂史料叢書第71巻、1995)

26 同上

27 「学校方格帳」永青文庫蔵『新熊本市史史料編第三巻近世Ⅰ』所収 句読点恣意。傍線は引用者による。

28 吉永家は藤崎八幡宮で代々祠官として仕えている家の1つ。

音楽稽古之面々追々入門茂有之、諸生為合ニ茂相成候由ニ付、滞留中、上下之賄料一日錢五匁宛、学校御付錢之内より被渡下、且爰元致出立候節者、助教より相賄候振ニ而銀三枚、右同様御出方を以被渡下旨、尤当時格別御儉約中之儀ニ付、上より御取扱等之儀難申分茂、程能演舌有之、被相贈度段及達候事、

一人目は、寛政4年（1792）2月に尾張から訪れた僧侶の月照院である。月照院について詳しいことはわかっていないが、史料からは、時習館において、熊本藩士への管絃と舞曲の相伝があったことが窺える。この頃、時習館は舞楽装束を持っていなかったため、代わりの布を使用し、舞の稽古もつけてもらっている。舞楽装束は大変高額であるので、当時の熊本藩の財政逼迫、或いは、そもそも藩内奏楽が管絃に限定されていたなどの理由から、舞楽装束を揃えていなかったと考えられる。

二人目は、文政12年（1829）12月に熊本を訪れ、代々藤崎八幡宮の祠官を務める吉永家に滞留していた、紅葉山楽人の東儀季城²⁹である。音楽師であった、加々美十郎の案内で、時習館で音楽稽古を行っていた面々は、季城の門弟になった。稽古代として、学校から一日錢五匁が支給され、季城が熊本を出立する際には、助教から銀三枚が支給されている。当時藩内では、数年にわたり儉約が命じられており³⁰、季城への稽古代及び出立金は、大変格別の取り計らいであったことが窺える。季城は、文久4年（1864）に再度、熊本藩への館入を願い出ている³¹ことから、時習館における雅楽教習は、幕末に至るまで、行われていたのだろう。季城の来熊に関しては、「雅楽を嗜んでいた武家は、常には江戸在住の紅葉山楽人の指導を受けていた」³²と南

29 前掲注2 山田論文において「京都楽家東儀何某」が東儀季城であることが明らかにされている。東儀季城（1784～没年不明）文政4年（1821）紅葉山楽人の東儀文仙の養子となり、以後在江戸。（前掲注21『地下家伝』巻十二、591頁）

30 『新熊本市史通史編第三卷近世Ⅰ』、311～313頁、十代藩主斉樹は藩主就任後「格別の儉約」を命じている。

31 前掲注2 山田論文 99～100頁

32 前掲注3 南谷論文 3頁

谷氏が述べているように、熊本藩士が、江戸で紅葉山楽人である季城のもとへ入門していたか、あるいは、季城が出席した、江戸の大名屋敷で行われた楽会で、雅楽に携わる熊本藩士と知り合いになっていたことが背景にあったと考えられる。

2、 田藩の雅楽と熊本藩士への伝承

2-1、田藩の雅楽

前項で述べた通り、熊本藩では宝暦5年（1755）から雅楽教習が行われている。武家への雅楽導入に関して、南谷美保氏は、林廣運の記録から、宝暦年間（1751～1764）にはすでに武家の間で、雅楽がかなりの程度にまで浸透しており、「一般的に行われていた雅楽演奏をそのまま学ぶということが広く行われるようになっていた」³³と述べている。

また、寛政11年（1799）に松平定信を通し、熊本藩士へと伝えられた舞楽は、徳川吉宗—田安宗武—松平定信の三代にわたる独自の雅楽研究や実践から成るものである。これらの雅楽研究及び実践は、江戸のみならず、京都や諸大名に少なからず影響をあたえていた。ここでは、吉宗—宗武—定信の三代にわたる独自の雅楽実践について、今一度注目していきたい。

まず、江戸幕府の8代将軍である徳川吉宗（貞享元年（1684）—寛延4年（1751））は、享保20年（1735）に楽人や琴士らに命じ、中国の七絃琴を雅楽合奏に加えるという形での琴楽再興を行わせている³⁴。再興された琴楽は、楽人によって京都への逆輸入が為された³⁵。

吉宗の次男として生まれた田安宗武（正徳5年（1716）—明和8年（1771））は、吉宗の志向を引き継ぎ、江戸城から楽書を借覧し、「楽曲考」を著した。実践面においては、藩邸や江戸城に度々楽人を召して楽会を行っていたが、

33 前掲注3 南谷論文（1995）6頁

34 平野健司「二、田安宗武音楽関係年譜」（岸辺成雄、平野健司、張世彬、上参郷祐康、三谷陽子、蒲生郷昭、蒲生美津子 共同調査報告「田安德川家蔵楽所目録—その資料的意義—」『東洋音楽研究』第41・42、1977）67頁

35 前掲注2 山田論文 112～113頁

享保 19 年（1734）に、宗武の近侍らのみによって、江戸城本丸にて、將軍の御前で奏樂がなされた³⁶。

宗武の七男である松平定信（宝暦 8 年（1759）—文政 12 年（1829））は、寛政の改革を行ったことで知られている一方、古典研究家としても知られており、著書「俗樂問答」において、当時の現行の雅樂を、「あるべき姿を失い、ただ間延びしただけの音楽になっている」³⁷ という痛烈な意見を記している。定信は、樂曲再興を紅葉山樂人や雅樂を学ばせた藩士に命じており、寛政年間には、江戸白河藩邸において、親類や諸侯を招き、多くの舞樂興行を行っている³⁸。

定信による寛政年間の舞樂興行の後に、熊本藩には田藩の舞樂が伝えられ（後述）、紀州藩では、白河藩で樂に精通したものが招聘され、藩内の舞樂の整備がおこなわれたとされている³⁹。また、藩内の藩士への雅樂伝播は、樂人を介さず、雅樂に精通した儒学者や田安家の旧臣を通して行われた⁴⁰。

吉宗—宗武—定信の三代にわたる雅樂実践は、京都への逆輸入や地方への舞樂導入も確認できることから、樂人や公家、武家等に影響を及ぼしていると言えよう。これらの事実を踏まえると、宝暦年間以前（～ 1751）から武家において雅樂の受容が為されていたところに、徳川吉宗の琴樂復興、田安宗武や松平定信による舞樂復興や、藩邸における興行が多数行われたことが重なり、近世後期の武家における雅樂興隆がみられたのであろう。

田藩の舞樂は、松平家が白河藩から桑名藩へと転封した後、桑名藩へと伝

36 蒲生郷昭「三、田安宗武の音楽的環境—雅樂を中心に—」「田安德川家藏樂所目録—その資料的意義—」（前掲注 34『東洋音楽研究』）

37 「節奏なくたゞに引きのばし吹きなし、かこ太鼓までも拍子にあふを野とし、箏なんども左手用ゐるにてこそ合ふめれ、今はそれもはぶきて、いかにもおもしろからぬを高古と心得、俗輩は只眠を生じ侍るうつはものとして閑逸の人の（技と）なす」（福井久蔵編『秘籍大名文庫第 4 藝苑漫筆五種』所収「俗樂問答」厚生閣、1937 年、87～90 頁）

38 田井元陳「温古樂記」（国立国会図書館所蔵）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2541794>（参照：2020-12-25）

39 福井久蔵『諸大名の學術と文藝の研究』（厚生閣、1937）680 頁

40 前掲注 2 山田論文 114 頁

わり、祭礼や宴楽に用いられた。また、舞楽装束や舞楽面も同様に伝わっており、現在、桑名市の御鎮国守国神社に伝わっている⁴¹。

2-2、寛政年間の江戸白河藩邸における舞楽御覧

さて、ここからは、定信を通して、田安家の旧臣から熊本藩士へと田藩の舞楽が伝えられた様子を追っていく。

前項で述べた通り、江戸白河藩邸において、多数の舞楽興行を行っていた定信であるが、寛政11年（1799）末の舞楽興行に、熊本藩主の細川斉茲（諦了院）や熊本藩士を二度にわたり招いている。

史料⑥「寛政年舞楽御興行之覚」⁴²（熊本県立図書館所蔵）

一、寛政十一年末（月日不覚）白川様北八丁堀御館江（當時此方様御屋敷）諦了院様江舞楽可被入 御覧御出懸りの御振にて被遊 御出候様御案内且又御側方の面々江も可被為相見思召に被召連候様二との御事に而段々被仰付、御先ニ八丁堀ニ罷出居申候面々

小笠原大部（御用人支配頭、後美濃、御中老）成田源右衛門（御 近習御次与脇）

是常武五郎（御小姓役根役）森本儀大夫（後喜左衛門御小姓役）

松田仁左衛門（御納戸役）日隈助之進（右同）

安田小膳（御近習御目付）長瀬七郎平（御裏附長瀬兵右衛門嫡子、表御雇勤父ニ付登込居）

右之通罷出御次御玄関方案内之人引付ニ相成、御間ニ通り居申候處、無程被遊 御出候、然処御庭御舞台ニ而御興行之筈之处、雨天ニ相成候故

表大御書院ニ而御興行、諦了院様白川様ハ上ノ御間方御覧、大部□初罷出居候面々ハ御入類ニ連席ニ而、扱又御供之面々江茂相見被仰付、

41 近藤空編、平岡潤校補『桑名市史』続編（桑名市教育委員会、1959年）583-584頁、近藤空編、平岡潤校補『桑名市史』補編（桑名市教育委員会、1960年）486-487頁

42 前掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。

御小姓頭出田作左衛門、津村宇兵衛、御取次佐藤寿八、以下御小姓組
両役迄罷出申候、白川様連席之所迄、御取立出御会釈援々見物仕候様、
御意有之元之御席ニ御座着、御茶御菓子等上り申候、下之御間く二者
御藩中之面々各物見並居有之候、

一、下之御間向ノ方方舞人出、次ノ引込たる所ニ御屏風図ニ而帽幕引、
楽人居之上ノ御間之方正面ニ、舞有之候、奏数夫々不覚申候得共

万歳楽 合歡宴 甘州 羅綾王 見蛇楽

等数曲御座候、御中入之節、元之御間ニ下り御吸物御酒支度頂戴仕
候、此時白川様御通り懸りニ而御会釈御意御座候、夜ニ入御燭臺ニ
而有之相□尚又御酒支度頂戴仕被遊
御立候後御跡より御礼申上引取申候、

まず、一度目の舞楽興行は、白河藩邸の北八丁堀館の表大御書院にて行わ
れ、藩主の細川斉茲、と熊本藩士（【表 1】）らが舞楽を見物した。

藩士氏名	生存年	役 職	石高
小笠原 大部		御用人支配頭、後美濃、御老中 (①)	6000
成田 源右衛門		御近習御次与脇 (①)	400
是常 武五郎		御小姓役根役 (①)	100
森本 儀大夫		後喜左衛門御小姓役 (①)	
松田 仁左衛門		御納戸役 (①)	100
日隈 助之進		後喜左衛門御小姓役 (①)	200
安田 小膳	1765 ~ 1829	御近習御目附 (①) 後時習館授読 (②)	100
長瀬 七郎平 (真幸)	1764 ~ 1835	表御雇勤父二付登込居 (①)、御番方組脇→ 学校方目附→鐵砲頭 (晩年) (②)	150
出田 作左衛門		御小姓頭 (①)	1200
津村 宇兵衛		御小姓頭 (①)	150
佐藤 寿八		御取次 (①)	250
他		御小姓組両役 (①)	

【表 1】白河藩邸における舞楽興行を見物した熊本藩士⁴³

43 ①「寛政年間舞楽御興行之覚」、②『肥後人名辞書』、石高は「肥後細川様中家御
知行扣 (全)」(『肥後細川家侍帳 (四)』) をもとに作成。不明箇所は空欄。

定信、斉茲は上ノ御間、熊本藩士は縁側、白河藩の面々は下之御間・御間で、それぞれ見物している。演目は、万歳楽、合歓宴、甘州、羅陵王、見蛇楽（還城楽）であった。熊本藩士らは、中入休憩の際に、はじめに通された部屋に入り、吸い物や酒といった食事を頂いている。夜になり、再度、酒や食事を頂き、斉茲が席を後にした後、熊本藩士らも白河藩邸を後にしている。

熊本藩上屋敷は江戸城に近い辰口に、白河藩上屋敷は八丁堀に位置し、【図1】の通り、両上屋敷は直線距離にして約1 km と近い距離にある。

大名らは、参勤交代で江戸に登った際に、お互いを藩邸に招き、政治や外交の情報交換を行っており、こうした交流を維持するために重要であったの



【図1】熊本藩上屋敷と白河藩上屋敷の位置⁴⁴

44 『新板江戸大絵図』（国立国会図書館所蔵）に引用者が加筆。

が、江戸藩邸における幕臣・他大名の接待であった⁴⁵とされている。白河藩は、親類や諸侯を招いて度々舞楽興行を行っていたこと⁴⁶から、舞楽興行が接待の役割を果たしていたことには違いないだろう。

二度目の舞楽興行は、一度目と同様に定信から招待があり、次のように行われた。

史料⑦「寛政年舞楽御興行之覚」⁴⁷（熊本県立図書館所蔵）

一、其後尚又右御同様之御案内ニ而被遊 御出（月日不覚）、此節茂前之節之通之被仰遣にて、何レも罷出申候て拝見仕候、此度も御中入内御酒支度頂戴仕、白川様御通り懸ヶ御会釈ニ御出緩々ト御意御座候、此日ハ天気能御中庭之所ニ御舞臺、御楽屋、幔幕美々敷御飾り御覧所御間取結構ニ而、扱又奥向は簾障子等美事成ル事ニ御座候、横正面之方之御間ニ案内有之此所ノ物見仕候、数曲之内大凡覚申候分、

青海波 伽倻頻（此舞御嫡太郎丸様、御二男次郎丸様
御伽兩人、四人之童舞にて御座候、）

三臺宴 阿摩（一人舞又二ノ舞出申候、徒然草にこの舞の面
の様にと御座候ハ、此阿摩の後の度出申候舞
人の面にて是を二ノ舞の面と申候、
□太クこと様成ル面にて御座候、）

等まだ数曲御座候、御家老嫡子大津留何某も舞申候、（中略）

二度目の興行は、天気が良かったため、白河藩北八丁堀屋敷の中庭の舞台において行われた。藩士らは、前回同様、斉茲からの命により、舞楽を拝見

45 吉村雅美「第3章 近世後期の大家家奥向における奏楽の変容—松浦静山と松浦熙の比較から—」（北原かな子、浪川健治編『近代移行期における地域形成と音楽』ミネルヴァ書房、2020、67頁）

46 前掲注38「温古楽記」

47 前掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。

している。中庭に設置された舞台、楽屋には、幔幕が華やかに飾られ、御覧所の間は大層豪華に支度されていた。熊本藩士らは、舞台横正面の部屋に案内され、そこから見物している。演目は、青海波、迦陵頻、三臺宴、阿摩であった。童舞である迦陵頻は、定信の嫡男、太郎丸⁴⁸、次男の次郎丸⁴⁹と他二人によって舞われた。

史料⑧「寛政年舞楽御興行之覚」⁵⁰（熊本県立図書館所蔵）

一、 諦了院様是より何とそ御国江御伝被為置度思召、白川様江被遊御相談、白川様も御喜び被成御進メ段々厚御世話にて御座候、夫より成田源右衛門江被仰付、（御近習御次組脇）白川様舞楽方之人ニ懸合、管鼓、舞の装束面、悉皆御貸シ被遣候間、舞台之図面寸法、装束一式、幔幕之拵様紋様等、其外式作法相分り申候、装束、幕之類、彩色等、御近習方下横目神崎宇右衛門絵書にて小細工も仕候故、此御用ニ引除拵立申候、彩色ほうんげん彩色ニ而御座候、管鼓ハ楽器師より御取寄御買入ニ相成、稽古人江御借シ渡ニ相成申候、

二回目の興行拝見の後、斉茲は、国許へ舞楽を伝えたいと考え、定信に相談している。これについては、定信も喜んだようで、手厚く世話を行った。斉茲は、御近習御次組脇の成田源右衛門に命じて、白河藩の舞楽方に掛け合わせた。管鼓、舞の装束、面等、貸してもらえる運びとなり、舞台の図面寸法や装束一式、幔幕の紋様等、その他式の作法も教えてもらっている。これに基づき、御近習方下横目の神崎宇右衛門が本職の身分はそのまま、装束や幔幕類の色彩等を拵える役目を受けた。管や鼓は楽器師から取り寄せて購入し、藩士で舞楽の稽古を行う者に貸渡した。

このように、田藩の舞楽は、藩主の斉茲が興味を強く示し、舞楽伝承を行うことに好意的な定信、及び白河藩士らが積極的に支援を行ったことによって熊本藩へと伝わったのであった。

48 後の松平定永（1791～1838）

49 後の真田幸貫（1791～1852）

50 掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。

2-3、熊本藩士の江戸における雅楽稽古

二度の舞楽拝見の後に、定信の取次で、熊本藩士らは、江戸において、田安家の旧臣である永野鞞負や岡田多膳、同多門父子から、舞楽の稽古をつけてもらうようになる。

史料⑨「寛政年舞楽御興行之覚」⁵¹（熊本県立図書館所蔵）

一、舞之方は白川様御世話ニ而、田安様御用人永野鞞負様（御宅小石川小日向）此御方ハ白川様御一同宗武卿の御仕立ニて、御功者にて御座候、此御方ニ皆々御立入ニ相成罷出、嘉伝ハ専ら舞を御習ひ申候、七郎平も舞の方御習ひ申、鞞鼓を専らに仕舞の合口を御教へ被成候、管之方致候面々も舞と楽と合候處を御習ひ申候故、舞の手も御習ひ申候、龍ノ口御殿江も度々御出ニ而、御稽古所ニて舞の稽古、鞞負様ハ御馬見所ニ御座着、鞞鼓を御自分様御打舞を御教へ管鼓候面々も御下も座方管を吹譜を申し候て、御教を受申候、七郎平ハ前簾親ニ仕罷登候時分、永野様江御立入ニ成り、舞之方御習申候、神楽歌、郢曲、御存之由、七郎平方源右衛門江申候間達
御聴被遊 御所望表海之御間ニ被遊御出座御対顔左候而、御正面ニ楽座ニ而、郢曲御諷被遊 御聴候、（中略）

一、三管ハ田安様小普請岡田多膳様（御宅下谷御徒町）同御嫡岡田多門様へ御習ひ申候、是常武五郎始皆々ひとと参上、多膳様ハ笛筆簞、多門様ハ笙御教御座候、
笛（是常武五郎、吉田千九郎）笙（松田仁左衛門、森本儀太夫、村井嘉伝）筆簞（安田小膳、日隈助之進）
嘉伝ハ舞之方主ニ致候間、舞と楽と合口の稽古稽古のため笙を御習ひ申候、

舞は、田安家の御用人である永野鞞負、笛、筆簞は、岡田多膳、笙は岡田多門から習っている。熊本藩士で稽古をつけてもらった者、担当した楽器に

51 前掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。

については、それぞれ【表2】の通りである。稽古は、永野や岡田父子の家、細川家の上屋敷である辰口邸で行われた。長瀬七郎平⁵²は以前、親に付いて江戸に来た際に、永野の所へ立ち寄り、舞を習っていた。また、長瀬は神楽歌、郢曲も知っており、このことが成田源右衛門を通して藩主斉茲へ伝わり、藩主の御所望により、長瀬は表海之御間において、斉茲の正面に相対して楽座し郢曲を披露した、とも書かれている。

藩士氏名	生存年	役 職	石高	楽器・舞
是常 武五郎		御小姓役根役 (①)	100	笛
吉田 千九郎				笛
松田 仁左衛門		御納戸役 (①)	100	笙
森本 儀大夫		後喜左衛門御小姓役 (①)		笙
村井 嘉傳	1768～1838	船戦術及び砲術の師範 (②) 享和2年(1802)10月～音楽師 (③)	200	笙・舞
安田 小膳	1765～1829	御近習御目附 (①) 後時習館授読 (②)	100	箏篳
日隈 助之進		後喜左衛門御小姓役 (①)	200	箏篳
長瀬 七郎平 (真幸)	1764～1835	御番方組脇→学校方目附→鐵砲頭(晩年) (②)	150	舞・鞆鼓

【表2】江戸での舞楽稽古に参加した熊本藩士⁵³

3、熊本藩内における田藩の舞楽の実践とその後

3-1、熊本藩内における舞楽稽古

江戸で習得された舞楽は、さらに国許の熊本へと伝わっていった。次に、熊本藩における舞楽の稽古や演奏の様子を見てみよう。

52 長瀬真幸、号は田廬。本居宣長、高本紫溟等に師事。熊本藩の国学者。持明院家楽師の三島自觉から秘曲を授かったとされている。(『肥後人名辞書』48～49頁)

53 ①「寛政年間舞楽御興行之覚」、②『肥後人名辞書』、③『新熊本市史第四卷近世Ⅱ』、石高は「肥後細川様中家御知行扣(全)」(『肥後細川家侍帳(四)』)をもとに作成。不明箇所は空欄。

史料⑩「寛政年舞楽御興行之覚」⁵⁴（熊本県立図書館所蔵）

御国ニ而者翌寛政十二年申五月二十三日（此年四月閏十一日）被遊御着座候而、教授高本敬蔵先生江被仰付、是迄音楽稽古之面々舞楽之吹方段々取起しニ相成、上野弥嘉郎、村山七太郎、堀田左次郎、蓑田左五右衛門、加々美十郎、其他数人江戸ニて稽古之面々と一所ニ相成、舞の方ハ嘉傳より麻生亀之允江教、（後江嶋伴之允養子江嶋源内事、当時江邊安左衛門隠居）三鼓之方者七郎平、嘉傳より綾部四郎助、小池元勝江（内膳殿手医者）等、夕方句読斎ニ而合奏、講堂ニ而高本先生舞入之楽を初而被見、是より講堂にて度々有之左候而、舞台御作事所ニて出来、習書斎之前ニ取立講堂之方正面楽屋は西より東向ニ而、初而舞台ニて之舞楽有之先生見被申候、

講堂ニ而は箱段之方より舞人出、壇上之方正面、楽人は西ノ御入頬東向ニ座、先生ハ講釈之節列座之席より見被申候、

習書斎ニ而者先生ハ楽人之上之方ニ席を設、是より見被申候、

舞人ハ嘉傳、亀之允、幼年之人ニハ戸波三郎（吉太郎弟、当時可見清左衛門）安田周蔵（小膳弟）外ニ同年齡式人、名前忘レ申候、

藩主及び熊本藩士らは、江戸白河藩邸における興行や舞楽稽古が行われた、翌寛政12年（1800）5月23日（閏4月11日）に江戸から国許へ戻っている。時習館教授の高本敬蔵（紫溟）によって、これまで江戸において音楽稽古を行ってきた面々は取り立てられ、彼らと一緒に国許の上野弥嘉郎、村山七太郎、堀田左次郎、蓑田左五右衛門、加々美十郎、其他数人が稽古を行っている。舞は、嘉傳が麻生亀之允へ、三鼓は七郎平、嘉傳が綾部四郎助、小池元勝（玄章）等に教えた。（〔表3〕）夕方に時習館の句読斎において合奏を行い、講堂において、高本は舞入りの楽を初めて見たという。舞人は箱段の方から壇上の正面に出て、楽人は西の縁側から東を向いて座り、先生は講釈の時に座られる席から御覧になった、とある。これを機に、度々高本の舞楽御覧があったため、習書斎前、講堂の正面、楽屋は西から東を向く形で舞台が作ら

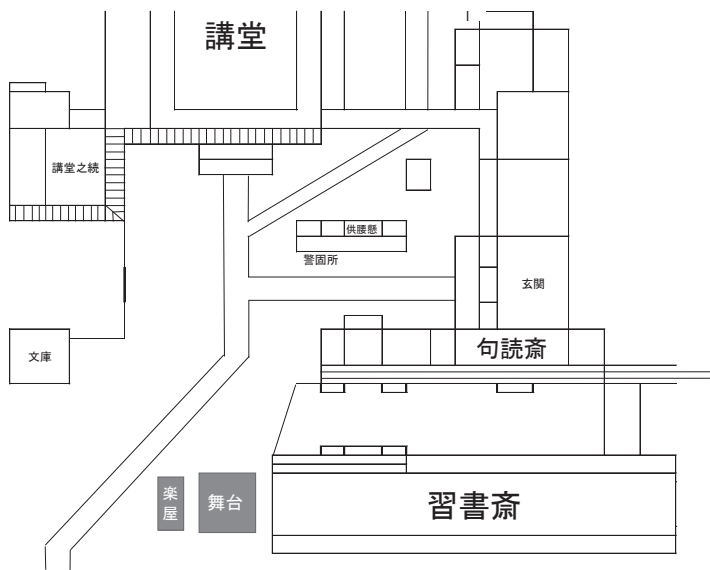
54 前掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意

れた。(【図 1】) 舞人は、嘉傳、亀之允、幼年の舞人には戸波三郎、安田周蔵（小膳の弟）の他に同年齢の者が二人いた。

藩士氏名	生存年	役 職	石高	楽器・舞
上野 弥嘉郎	1764 ～ 1834			箏
村山 七太郎		享和元年（1801）正月～音楽師（③）		箏楽
堀田 佑次郎 （佐次郎？）		寛政 8 年（1736）4 月～音楽師（③）		箏
蓑田 左五右衛門				
加々美 十郎 （清籟）	1780 ～ 1854	後三淵志津摩（家老）家来、寛政 3 年 12 月～音楽師（③）		笛
麻生 亀之允		後江嶋伴之允養子、江嶋源内事（①）、文化 3 年（1805）3 月～音楽師（③）	500	舞
綾部 四郎助 （素川・正典）	1780 ～ 1859	後奉行職（③）	200	打物
小池 元勝（玄章）		（長岡）内膳附医者（①）、寛政 3 年（1791）頃音楽師（③）		打物
戸波 三郎		吉太郎弟、当時可見清左衛門（①）		童舞
安田 周蔵		小膳弟（①）		童舞
他 幼年の者 2 名				童舞

【表 3】藩内で田藩の舞楽を学んだ人物⁵⁵

55 前掲注 46 と同様に作成



【図2】時習館舞台イメージ図⁵⁶

以上のように、江戸で田藩の舞楽を学んだ者から、地元の藩士へ教授され、時習館において、度々合奏や高本教授の舞楽拝見がおこなわれていたことが明らかになった。熊本藩士で雅楽に携わった人物に視点を転じてみると、【表2】、【表3】から分かるように、石高100～200石の者であり、時習館で音楽師を務めた者や、後に藩校内で役目を与えられる人物が多く含まれている。

演奏が行われた場所は、時習館の他に、御花畑屋敷⁵⁷においても行われており、史料⑪の演奏は、学校御目附⁵⁸の前で行われている。

56 「時習館并東西榭絵図」平面図（熊本市歴史文書資料室作成）及び「寛政年間舞楽御興行之覚」（熊本県立図書館所蔵）をもとに作成。

57 御花畑屋敷：熊本藩の政治が執り行われた場であり、藩主の住まいでもあった場所。

58 時習館・東西榭において巡検を行い、教員・諸生の中で文藝に出精している者を調べ、総教（家老中兼職）及び、学榭奉行に報告を行う役割がある。（「時習館并東西榭教法」（永青文庫蔵）『新熊本市史史料編第三巻近世Ⅰ』所収、968～971頁）

史料⑪「寛政年舞楽御興行之覚」⁵⁹（熊本県立図書館所蔵）

此時学校御目附は山本理兵衛、中根十左衛門兩人、其後冷氣之頃ニ相成り、御花畑佐野之御間御入頼ニ而夕より夜に懸ケ御国ニ而音楽仕候面々合奏被遊 御覧数曲有之、終り之曲ニ残り楽有之殊外面白く御座候、

箏 上野弥嘉朗、堀田左次郎 笛 加々美十郎

箏 村山七太郎（此面々残りニて御座候曲ハ不申候、箏、箏ニ而留り申候、）

寛政12年（1800）の冷氣の頃になってから、御花畑屋敷の佐野之御間の縁側において、夕方から夜にかけて、当時の学校御目附であった、山本理兵衛、中根十左衛門が、音楽を行う面々の合奏を聞く場が設けられた。学校御目附の二人は数曲拝見しており、また、最後の曲で残り楽⁶⁰が行われた。残り楽は、上野弥嘉朗、堀田左次郎（箏）、加々美十郎（笛）村山七太郎（箏）の四名で行われている。

御花畑屋敷における演奏を拝見している学校御目附は、時習館内の文武芸に出精している者を調べ、学校方⁶¹へ報告を行う役割を担っている。さらに、この報告をもとに、時習館内で「御賞」を受ける者が決まる⁶²。また、時習館において雅楽の試験が毎年行われていること⁶³を踏まえると、雅楽が評価の一項目として重視されていた科目であったことが推察できる。

3-2、国許における舞楽興行の意味

前節では、時習館や御花畑屋敷で行われた、藩校関係者の前で披露された

59 前掲注10 「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。

60 残り楽：雅楽の管絃の特殊な演奏様式の一つ。曲を反復演奏し、徐々に諸楽器の演奏をやめ、最後に箏のみを残して、その技巧を披露するもの。

61 学校方：勘定局の者が兼職した。学校の上の役所にあたる。（「官職制度考」古城貞吉等編『肥後文献叢書第一巻』隆文館、1909年、117頁）

62 前掲注14 「熊本府学校文武藝誘掖次第」

63 同上

管弦及び田藩の舞楽を見てきた。次に、御花畑屋敷において行われた田藩の舞楽の興行について見ていく。

史料⑫「寛政年舞楽興行之覚」⁶⁴（熊本県立図書館所蔵）

一、佐野ノ御間御白洲ニ舞台取立舞楽被遊御覧、（月日不覚）佐野之御間之方正面の御舞台之西ノ方方舞人出、管鼓ハ西方東向、取立幕飾法式之通舞人の舞台迄之道は薄遍り敷詰相廻しニ舞台ニ上ル、此時ハ御國江戸稽古打込ミにて御座候、

甘州 迦陵頻 還城楽（見蛇楽共書） 羅綾王 抜頭

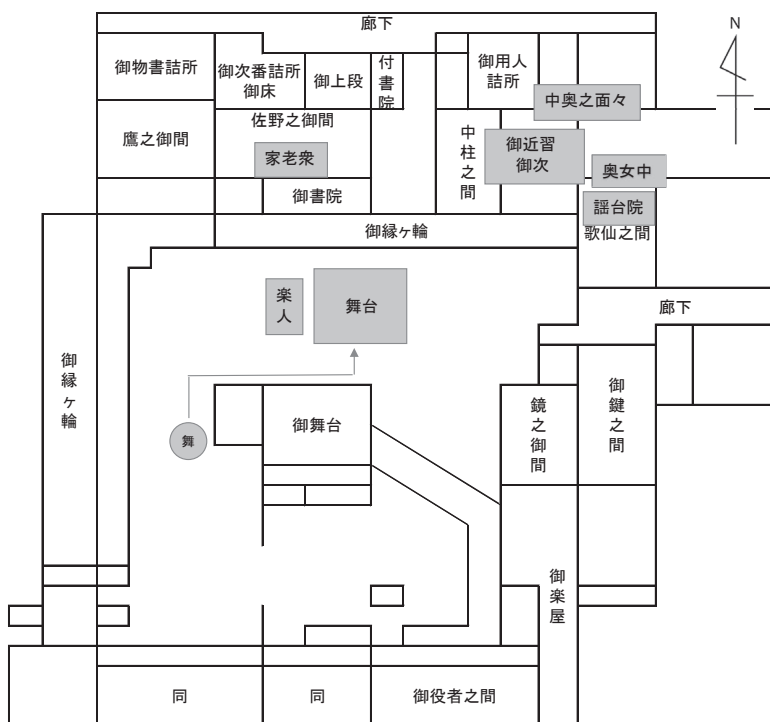
其外夫々覚ふ申候、舞人楽人共ニ前之面々にて御座候、御座所者九曜之御間御左右、御後ニ御近習御次、佐野の御間ニ御家老衆初拝見、其他中奥之面々拝見ハ勝手ニ罷出候様被 仰付数人拝見御座候、舞人之楽は急之拍子にて、常の音楽よりハ拍子つまり、太鼓の入所もしれぐ御座候、亦只拍子と申も御座候、歌仙之御間之方ハ奥ニ相成

謡台院様御覧、奥中之見物所ニ相成申候、

この興行は、佐野之御間の白洲に舞台がつくられ、執り行われている。佐野之御間正面の能楽用の御舞台の西の方から舞人が出て、楽舎は西側から東を向くかたちで作られた。幕飾の法式にのっとり、舞人の舞台までの道は、薄べりが敷き詰められた。舞人はそこを通り、舞台に上がった。この時は、藩内や江戸で稽古を行った、甘州、迦陵頻、還城楽、羅綾王、抜頭、等が舞われている。舞人と楽人は、時習館において高本の前で舞楽を行った者たちである。御座所は、御近習が九曜之御間の左右と後ろの間、初めて舞楽を拝見する御家老衆は、佐野の御間。その他、奥中の者達も自由に拝見するよう仰せ付けられており、数人拝見していた。また、先代の藩主治年の正室で、斉茲の姉である謡台院は、歌仙之御間の奥から見物し、そこは奥勤めの女中の見物所にもなっていた。（【図 2】）

史料⑫の御花畑屋敷で行われた興行は、藩政に大きく携わる家老、藩主の

64 前掲注 10 「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。



【図 3】 御花畑屋敷における舞楽興行のイメージ図⁶⁵

日常生活の世話をを行う中奥の者、前藩主正室の謡台院、奥中の者等、様々な者たちが拝見しており、御花畑屋敷内に舞台が創られて大規模に興行が執り行われたことから、この興行は、藩の上層部に向けて行った舞楽稽古の成果披露の場であったことが推察できる。

3-3、熊本藩における田藩の舞楽のその後

御花畑屋敷での興行の翌年、斉茲は再び参勤交代で江戸に登った。以下、

65 「御花畑御絵図」（『新熊本市史別編第一巻絵図・地図』所収）及び「寛政年間舞楽御興行之覚」（熊本県立図書館所蔵）をもとに作成。

史料⑬で示すように、舞楽を国許で学んだ数名と、以前江戸で永野から舞楽稽古をつけてもらっていた村井嘉傳は、それぞれ役職や江戸詰めを命じられ、再び江戸において永野鞠負や岡田父子の家で稽古をつけてもらう機会を得た。

史料⑬ 「寛政年舞御楽興行之覚」⁶⁶（熊本県立図書館所蔵）

一、翌十三年二月

御發駕、其已前、上野弥嘉郎御近習御目附被仰付、出府被仰付、堀田佐次郎御供役之勤ニ而出府被仰付、麻生亀之允茂出府被仰付候、嘉傳茂江戸詰ニ相成、皆々着府之上、永野様、岡田様江罷出候事、前年之通ニ御座候、

寛政13年（1801）の舞楽稽古に通った者で、堀田は出府以前、麻生、村井は帰熊後に時習館で音楽師を務めている人物であり、ある程度、知識や演奏技術が備わった人物が選ばれて、稽古に派遣されたことが窺える。

このように、少なくとも、寛政13年（1801）までに順調に伝承されていたように見える熊本藩の舞楽であったが、次の史料⑭のように、実はそのころから既に舞楽伝承衰退の兆しが見え始める。

史料⑭ 「寛政年間舞楽御興行之覚」⁶⁷（熊本県立図書館所蔵）

- 一、若殿様江被遊御好候様ニ福田弥兵衛殿江被爲仰含、御附役大槻謙太、御近習草野嘉傳、是は前廉音楽いたし候故、永野様、岡田様江立入申候、左候而御伽之内、嶋田源五、田代弼作、舞之稽古之世話有之候得共、白銀方懸候而之事も、有之自然と続不申打止申候、
- 一、寛政十一年之詰込、御中老遠坂関内殿、御奉行嶋田嘉津次殿、此衆も 御主意を被受世話有之、小笠原大部殿上ハ聞ニ而、成田源右衛門御用懸リニ而、精々世話いたし御判金より之御出方余斗之事ニ御座候、然處、寛政十三年に至り、源右衛門江戸ニ而病死、高本先生も老衰、

66 前掲注10「寛政年間舞楽御興行之覚」句読点恣意。傍線は引用者による。

67 同上

旁跡を継世話仕候人無之、終ニ永続不仕、折角之 思召御主意行連不
申奉恐入候事ニ而殊念成ル儀ニ奉存ル、責而其書其器ニ而も相残候へ
者、後年御還事ニ而も人々可奉伺候得共、ケ程迄被遊 御□候御実跡
ハ年月隔り相残不申、一入残念奉存候、

齊茲は、世継ぎの齊樹にも舞楽を好んでもらおうと、福田弥兵衛殿へ命じ、以前より音楽を行っていた、御附役の大槻謙太、御近習の草野嘉伝、嶋田源五、田代弼作の四名を、永野鞠負及び岡田父子による舞楽稽古に通わせている。しかしながら、稽古場である、永野鞠負の家は小石川⁶⁸、岡田父子の家は下谷御徒町⁶⁹と、熊本藩中屋敷の白金屋敷⁷⁰から、直線距離でも8-9kmと距離があったため、稽古は「自然と続不」つまり自然と打ち止めになっていったと書かれている。

寛政11年(1799)の江戸詰込の際には、齊茲の御主意を受けて、御中老の遠坂関内、御奉行の嶋田嘉津次も、稽古の世話を行っていた。小笠原大部も齊茲の御主意を受け、また成田源右衛門が御用懸りとなり、一生懸命稽古の世話行い、かなりの額のお金が使われた。しかしながら、寛政13年(1801)に、成田源右衛門が江戸で病死し、熊本にて、舞楽の稽古等を取り立てていた高本敬蔵も老衰。成田、高本の後に続いて、舞楽の世話をを行う者がおらず、熊本藩では、田藩の舞楽を永続できなくなった状況が見て取れる。積極的に稽古の世話を行っていた成田や高本、寛政12年(1800)に国許で舞楽の興行を行った人物は、恐らく雅楽に対して強い好奇心を持っていた人物で、そのような人々は強いリーダーシップを持って雅楽・舞楽の実践にコミットすることが出来る。しかし、その他の藩主の命令に従って参加するだけの者たちは、それほど強い参加動機をもっているとは限らないので、牽引者がいなくなると自然と実践も低調になる、ということと思われる。

68 現在の文京区

69 現在の台東区

70 現在の港区

おわりにかえて～武家への雅楽伝播の複数の回路

ここまで、熊本藩士の雅楽の動向を追ってきた。熊本藩では、宝暦5年(1755)に藩校時習館で雅楽教習が取り入れられており、藩主代替わりや開講式の際に藩士らによって奏楽が行われる場が設けられていた。また、寛政年間には大規模な舞楽の実践も行われていたことが明らかになった。

ここで、熊本藩に雅楽が伝わったルートを今一度整理すると次のように大きく分けて二つになるだろう。

一つ目は、元楽人の東儀兼門からの相伝である。今回、元天王寺楽人の東儀兼門のような「辞め楽人」が、楽人の職を辞した後に北九州地方において行った雅楽教習活動を具体的に明らかにすることができたのは本論文の大きな成果の一つである。兼門と似たような存在として、紅葉山楽人の粕高庸の一族も挙げられる。高庸は、楽人の仕事の傍ら、儒学を林鷲峰に学び、『本朝通鑑』の編纂にも携わった。また、林家が関わる釈菜や楽会の奏楽等も担っている⁷¹。天和3年(1683)には、五代将軍徳川綱吉に取り立てられ、儒者となり、御日記役として幕府に仕えている⁷²。高庸の息子の高親は楽人から旗本となり、更に高親の養子の高豊は小姓として田安宗武に仕えている⁷³。「辞め楽人」の実態は、記録がきわめて少ないことからほとんど知られていないが、このように上方から離れた場所で、雅楽の伝播を助ける、あるいは中央の楽人との仲介を果たすという大きな役割を果たしていた可能性がある。

もう一つのルートは、武家から武家へのルートである。熊本藩へと伝えられた田藩の舞楽は、寛政11年(1799)に、江戸白河藩邸において行われた興行を、藩主斉茲や熊本藩士らが拝見したことがきっかけとなり、藩主斉茲たったの希望で、松平定信を通して田安家の旧臣から熊本藩士へと伝えられ、藩内においても稽古や興行が行われるようになった。斉茲が再度出府した際には、再び、藩士らを田安家旧臣の永野や岡田父子のもとへ稽古に通わせて

71 榎木亨「林家における『律呂新書』研究—林鷲峰『律呂新書諺解』を中心として—」(『関西大学東西学術研究所紀要』49、2016)

72 堀田正敦編『寛政重修諸家譜巻第1506』コマ番号 67-69 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2577628> (参照：2020-12-25)

73 同上

いる。また、世継ぎである斉樹にも田藩の舞楽を好んでもらい、熊本藩で舞楽が引き継がれるよう、他の藩士にも学ばせた。しかし、江戸熊本藩邸（白金屋敷）と稽古場の距離が離れていたことや、江戸における稽古の世話人であった成田源右衛門、藩内において舞楽を取り立てていた、高本敬蔵のような存在が無くなったことが要因となり、田藩の舞楽を継続することが困難となってしまったと推察される。

武家の雅楽習得は、必ずしも三方楽人や紅葉山楽人から直接習うものではなかったことは、山田氏⁷⁴も既に述べているが、今回示した熊本藩士の雅楽習得においても同様である。

本稿は、熊本藩士による奏楽についてのみ触れてきたが、熊本城下の寺社を見ると、本妙寺では毎月の法要において⁷⁵、藤崎八幡宮では御神幸（法生会）や祭礼の際に管絃の演奏が為されていたことも確認できる⁷⁶。藩校のみならず、周囲の寺社奏楽についても考察していくことで、熊本藩における雅楽の実像をより包括的に、かつ鮮明に捉えることが出来ると思われるが、今後の課題としたい。

《参考文献一覧》

- ・角田政治『肥後人名辞書』（肥後地歴叢書刊行会、1936）
- ・榎木亨「林家における『律呂新書』研究—林鶯峰『律呂新書諺解』を中心として—」（『関西大学東西学術研究所紀要』49、2016、453-470 頁）
- ・岸辺成雄、平野健次、帳世彬、上参郷祐康、三谷陽子、蒲生郷昭、蒲生美津子「田安德川家蔵楽所目録—その資料的意義—」（『東洋音楽研究』第41・42合併号、1977、57-138 頁）
- ・近藤空編、平岡潤校補『桑名市史』続編（桑名市教育委員会、1959 年）
- ・近藤空編、平岡潤校補『桑名市史』補編（桑名市教育委員会、1960 年）
- ・清水禎子「尾張における奏楽人の活動について」（『尾張藩社会の総合研究』第二編、清文堂出版、2004、316-344 頁）

74 前掲注2 山田論文

75 前掲注18「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」

76 新熊本市史編纂委員会『新熊本市史通史編第三卷近世Ⅰ』890、1014～1016 頁

- ・新熊本市史編纂委員会『新熊本市史通史編第三卷近世Ⅰ』（熊本市、2001）
- ・新熊本市史編纂委員会『新熊本市史通史編第四卷近世Ⅱ』（熊本市、2003）
- ・堀田正敦編『新訂寛政重修諸家譜巻第1506』（国立国会図書館所蔵）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2577628>（参照：2020-12-25）
- ・武内恵美子「弘前藩主の楽」（『日本伝統音楽研究』13、2016、208-222 頁）
- ・武内恵美子「岡山藩学校と浦上玉堂の雅楽知識」（『日本伝統音楽研究』14、2017、114-130 頁）
- ・次田元文「岡山藩の楽人と京都について」（『南海史学』49、2011、69-91 頁）
- ・西山松之助『家元の研究』（校倉書房、1959）
- ・福井久蔵『諸大名の学術と文藝の研究』（厚生閣、1937）
- ・松本寿三郎編『肥後細川家侍帳4』（細川藩政史研究会、1979）
- ・三上景文『地下家伝』（日本古典全集刊行会出版、1937）
- ・南谷美保「江戸時代の武家と雅楽—江戸時代の雅楽を支えた一要素として—」（『四天王寺国際仏教短期大学紀要』36、1995、1-23 頁）
- ・山田淳平「紅葉山楽人考」（『藝能史研究』220、2018、1-24 頁）
- ・山田淳平「近世武家雅楽の普及と展開」（『日本史研究』666、2018、93-120 頁）
- ・山田淳平「弘前藩における雅楽の変遷」（『弘前大学国史研究』147、2018、1-17 頁）
- ・山田淳平「近世における奏楽統制」（『日本伝統音楽研究』16、2019、148-170 頁）
- ・吉村雅美「第3章 近世後期の大名家奥向における奏楽の変容—松浦静山と松浦熙の比較から—」（北原かな子、浪川健治編『近代移行期における地域形成と音楽—創られる伝統と異文化接触—』ミネルヴァ書房、2020、64-94 頁）

＜史料一覧＞

- ・田井元陳「温古楽記」（国立国会図書館所蔵）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2541794>（参照：2020-12-25）
- ・「御花畑御絵図」永青文庫蔵（『新熊本市史別編第一巻絵図・地図』所収）
- ・「学校方格帳」永青文庫蔵（新熊本市史編纂委員会『新熊本市史資料編第三卷近世Ⅰ』所収、1992）
- ・「寛政年間舞楽御興行之覚」（上妻文庫、熊本県立図書館所蔵）
- ・「官職制度考」（古城貞吉等編『肥後文献叢書第一巻』所収、隆文館、1909）
- ・「熊本学府文武藝誘掖次第」永青文庫蔵（熊本市歴史文書資料室写真帳所収）
- ・「時習館学校職員」永青文庫蔵、（『新熊本市史史料編第三卷近世Ⅰ』所収、1992）
- ・「時習館并東西榭絵図」平面図（熊本市歴史文書資料室作成）
- ・「時習館并東西榭教法」永青文庫蔵（『新熊本市史史料編第三卷近世Ⅰ』所収、1992）

- ・遠近道印・経師屋加兵衛「新板江戸大絵図」（国立国会図書館蔵）<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1286180>（参照：2021-10-28）
- ・「宝暦十一辛巳年正月 天王寺争論ニ付関東下向諸事控帳（一）」「宝暦十一年辛巳年正月 天王寺争論ニ付関東下向諸事控帳（三）」（南谷美保編『天王寺楽所史料』所収、清文堂史料叢書第71巻、1995）
- ・松平定信「俗楽問答」（福井久蔵編『秘籍大名文庫第4 藝苑漫筆五種』厚生閣、1937）
- ・高山彦九郎「筑紫日記」（高山彦九郎先生遺徳顕彰会編纂『高山彦九郎全集』博文館、1943）
- ・「當山音楽興起並音楽師資相承之秘書」本妙寺所蔵（熊本市歴史文書資料室写真帳所収）